

24 日 獣 発 第 284 号

平成 25 年 3 月 12 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

農業技術の基本指針（平成 25 年改定）について

このことについて、平成 25 年 2 月 28 日付け 24 政第 183 号をもって、農林水産省大臣官房生産振興審議官から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、農業技術の基本指針（平成 25 年改定）が策定されたため、①各地方農政局長、北海道農政事務所長、北海道知事及び内閣府沖縄総合事務局長宛てに通知し、併せて、②本指針を下記のホームページに掲載したというものです。

記

「農業技術の基本指針（平成 25 年改定）」掲載ページ

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin25.html

以上

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



24政第183号
平成25年2月28日

公益社団法人日本獣医師会会長

農林水産省大臣官房生産振興審議官



農業技術の基本指針（平成25年改定）について

このことについて、各地方農政局長、北海道農政事務所長、北海道知事及び内閣府沖縄総合事務局長あて通知したのでお知らせする。



事 務 連 絡
平成 2 5 年 2 月 2 8 日

関係各位

農林水産省大臣官房政策課

農業技術の基本指針（平成 2 5 年改定）の公文送付及びHP掲載場所について
（周知）

このことについて、別添の通り公文を送付致します。また、本指針は以下のページに掲載しておりますので、併せてご連絡致します。

「農業技術の基本指針（平成 2 5 年改定）」掲載ページ

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin25.html

<担当>

農林水産省大臣官房政策課 田中、大塚

（直通） 0 3 - 3 5 0 2 - 5 5 2 4

（FAX） 0 3 - 3 5 0 8 - 4 0 8 0
